

るものである旨、前項に規定する主務大臣の承認により当該記名証券は無効とし新たにその再発行を請求する旨及び利害関係人がこれについて異議があれば一定の期間内に事由を具して主務大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、在外店舗所有者記名証券一覧表の写を第十三条に規定する主たる店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

3 前項の公告は、二回以上するものとし、同項の期間は、最初の公告の日から六十日とする。

4 主務大臣は、第一項の承認をするには、利害関係人の異議の申出を参しやすくなればならない。

5 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

6 第一項の承認があつたときは、当該記名証券は無効とし、特殊整理人は、その再発行を請求することができる。

7 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五十七条、商法（明治三十二年法律第四十五回）第二百三十条及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第五条の規定は、前六項の場合には、適用しない。

8 在外会社がその在外店舗において国若しくは本邦の地方公共団体又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行に係る登録債券（登録国債、登録地方債、登録社債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券で登録されているものをいう。以下同じ。）で本邦以外をその元利の支払を受ける場所とするものを所有しているときは、特殊整理人は、就職の後遅滞なく、当該登録債の元利の支払を受ける場所を本邦内に変更しなければならない。但し、主務省令で定める登録債については、この限りでない。

9 第六項の請求により再発行された記名証券に係る国債、地方債、社債、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び株式又は出資の持分並びに前項の規定により元利の支払を受ける場所を変更された登録債は、第二条第一項第六号に該当する整理財産とみなす。

（担保権の消滅及び財团からの分離）

第六条 整理財産に属する資産を目的とする担保権は、指定日において消滅する。

4 いて、当該財團から除かれ、当該財團に属さないこととする。

5 前項の場合における工場財團又は鉱業財團の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、当該財團に属する財産の一部が整理財産に属するものであるとの証明書を添附しなければならない。

5 前項の申請書には、抵当権者の同意書又はこれに代るべき裁判の賛本を添附することを要しない。

(債務消滅行為等の禁止)

第七条 特殊整理人は、第十九条の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ、整理財産に属する債務について、弁済その他債務を消滅する行為をすることができない。但し、左に掲げる債務については、この限りでない。

一 特殊整理に要する費用に係る債務 (第十一条第五項に規定する特殊整理人の報酬を除く。)

二 許可業務について生じた債務

三 国又は地方公共団体の公租公課（戦時補償特別税、非戦災者税及び非戦災家屋税並びに昭和二十年九月二日以前に終了した事業年度分に対するものを除く。）その他主務省令で定めるそれに準ずる債務

四 弁済その他債務を消滅する行為について、財務大臣の許可を受けた債務

2 特殊整理人は、第十九条の規定による整理計画書の認可があり、かつ、主務大臣の指示があつた後でなければ整理財産に属する資産を処分することができるない。ただし、資産を処分する取引又は行為について、財務大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(相殺、強制執行等の禁止)

第八条 整理財産に属する債務の債権者は、当該債権につき相殺をなし、又は整理財産に属する資産に対して強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第一条第一項第六号口の（三）、（四）又は（六）に掲げる債務の債権者は、当該債権につき相殺をすることができない。

第九条 特殊整理は、主務大臣の監督に属する。(特殊整理人)

第十条 特殊整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、在外会社の本邦内における代表者、代表者がいないとき又は代表者が特殊整理人として不適当であるときは、代表者以外のうちから主務大臣が選任する。

3 主務大臣は、特殊整理人が法令若しくは主務大臣の処分に違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときは、これを解任することができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により特殊整理人を選任し、又は解任したときは、その旨を公告する。

5 特殊整理人の報酬は、主務大臣が定める。(特殊整理人の代表権)

第十二条 在外会社の本邦内における会社の代表並びに整理財産の管理及び処分の権限は、特殊整理人に専属する。

2 特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八条の規定は、適用しない。

(特殊整理人の職務)

第十三条 特殊整理人がこの政令の定めるところにより行う職務は、左の通りとする。

- 一 現務の結了
- 二 財産の管理及び処分
- 三 債権の取立及び債務の弁済
- 四 残余財産の処理
- 五 許可業務の執行

2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産についても、前項各号(第四号を除く。)に規定する職務を行うことができる。

3 特殊整理人は、前二項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
(主たる店舗)

第十四条 特殊整理人は、就職の日後遅滞なく、在外会社の本邦内における主たる店舗を定めなければならない。この場合において、本邦内に在外会社の支店又は從たる事務所があるときは、その支店又は從たる事務所のうちから主たる店舗を定めなければならない。
(報告事項)

二 在外会社である旨

三 許可業務があるときは、その許可業務

四 特殊整理人の氏名及び住所

2 前項の報告をする場合には、定款又は定款の文書を添附しなければならない。

3 特殊整理人は、第一項の報告について変更があつたときは、二週間に内に変更された事項を主管大臣に報告しなければならない。

(債権者に対する催告)

第十五条 特殊整理人は、就職の日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、整理財産に属する債務の債権者に対し一定の期間内にその債権を申し出るよう催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。

3 特殊整理人は、知れている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 知れている債権者は、特殊整理から除斥することができない。

第十五条の二 特殊整理人は、法律第百七号の施行の日（その施行の日において在外金融機関でないものについては、指定日）から一月内に少くとも二回の公告をもつて、未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務の債権者に対して、一月を下らない範囲において主務大臣の定める期間内にその債権を申し出るよう催告をしなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第十五条の三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号ロの（五）又は（六）に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るよう催告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

第十六条 特殊整理人は、就職の日から九十日内に、主務省令の定めるところにより、指定日ににおける整理財産に関する、財産目録、貸借対照表、昭和二十四年一月一日から指定日までの収支計算書及び第二十八条の規定による債務の弁項の規定により催告をする場合に準用する。

(特殊整理人の義務)

済及び残余財産の分配の順位を附した債務等支払一覧表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び収支計算書には、「その内容を明らかにする完全な明細書を添附しなければならない。なお、財産目録には、各資産について、帳簿価額とともに時価（統制額を含む。）を記載しなければならない。

（整理計画書）

第十七条 特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、主務省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

一 債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位並びに株主又は社員その他出資者（以下「株主等」という。）の氏名又は名称、持株数又は出資の価額及び株主等に対する残余財産分配額

二 資産の全部若しくは一部の出資若しくは譲渡すべき会社を新たに設立する場合又は資産の全部若しくは一部の出資若しくは譲渡を受けるため発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合には、新たに設立する会社又は新株を発行する会社（以下「新会社」という。）

三 その他主務省令で定める事項

2 整理計画書には、新会社の事業及び資金の計画その他主務省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

3 在外会社の資産を新会社に出資又は譲渡する場合には、在外会社の株主等及び社債権者（その社債に係る債務の履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について指定日において担保権が設定されていた社債を有する者をいう。以下同じ。）は、整理計画書の定めどころにより、他に優先して新会社の株式を取得する場合においては、整理計画書の定めどころにより、発行価額の払込をし、若しくは在外会社に対する請求権を出資し、又は在外会社に対する請求権をもつて相殺することができる。

4 在外会社の株主等及び社債権者は、新会社の株式を取得する場合においては、整理計画書の定めどころにより、発行価額の払込をし、若しくは在外会社に対する請求権を出資し、又は在外会社に対する請求権を変更する必要を生じたときができる。

5 第十九条又は第二十一条の規定により新会社の設立又は新株の発行に関する事項を含む整理計画書の認可又は変更の認可があつた場合においては、前項の規定の適用については、在外会社の株主等は、当該整理計画書の認可又は変更の認可のあつた時において、当該整理計画書に定めた残余財産分配額につき在外会社に対する請求権を取得したものとみなす。

6 第三项の場合においては、在外会社の役員及び従業員は、整理計画書の定めるところにより、在外会社の株主等及び社債権者に次いで新会社の株式を取得する権利を有する。

（整理計画書の公示、異議の申立て）

第十八条 特殊整理人は、前条の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内に於ける各店舗に整理計画書及び第十六条に規定する書類の写を備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

2 利害関係人は、前項の公告に定められた事項について異議があるときは、主務省令の定めるところにより、同項の規定による公告の日から三十日内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（整理計画書の認可又は却下）

第十九条 主務大臣は、第十七条の規定による申請があつた場合には、当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ、公益に反しないかどうかを審査し、前条第二項の期間経過後、これを認可し、又は却下する。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該整理計画書に定める事項を変更し、又はこれに定めない事項を追加して認可することができます。

3 前条第二項の規定により利害関係人から異議を申し出た場合には、主務大臣は、その申出を参考しつゝして当該整理計画書を認可し、又は却下するものとする。

（決定整理計画書の公示）

第二十条 特殊整理人は、前条の規定による認可があつたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、認可を受けた整理計画書（以下「決定整理計画書」という。）の写を各店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

（決定整理計画書の変更）

第二十一条 やむを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は、主務省令の定めるところによ

より、遅滞なく決定整理計画書を変更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第十八条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

（特殊整理の実行）

第二十二条 特殊整理人は、第十九条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。）により認可を受けたときは、決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行わなければならない。

（物資配給の統制に関する法令の特例）

第二十三条 特殊整理人は、整理財産に属する資産を処分する場合において、物資配給の統制に関する法令の規定又は処分を禁止し、若しくは制限する旨の定款の定若しくは契約に因り処分することができないときは、主務大臣の認可を得てこれらの定にかかるわらず処分することができない。

2 前項の規定により資産を処分する場合においては、その処分の相手方の行為についても、物資の配給の統制に関する法令の規定は、適用しない。

（株主総会等決議に関する特例）

第二十四条 決定整理計画書に定める事項については、在外会社の株主等の同意又はその総会の決議を経ることを要しない。

2 決定整理計画書の定は、在外会社の株主等及び債権者並びに新会社、その発起人、株式引受け人及び株主の全員のため、且つ、その全員に対して効力を有する。

3 第一項の規定は、在外会社の株主等、社債権者、役員及び従業員が新会社の株式の取得に關し協議するため会議を開くことを妨げるものではない。この場合においては、大蔵省令第八十八号第二条の規定は、当然適用がないものとする。

（新会社の設立、新株の発行の場合等の特例）

第二十五条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）以下「私的独占禁止法」という。）第十条第一項及び第十一項の規定は、決定整理計画書の定めどころにより、在外会社の発行に係る株式若しくは出資（以下「株式等」という。）の写を各店舗に備え置き、

（決定整理計画書の変更）

4 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第三条の規定は、決定整理計画書の定めるところにより設立される保険会社には、適用しない。この場合においては、外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十四号）附則第八

新会社の株式を取得する場合には適用せず、又、同法第十六条において準用する同法第十五条第二項から第四項までの規定は、決定整理計画書の定めるところにより、新会社が在外会社からその本邦内にある営業の全部若しくは重要部分又は営業上の固定資産の全部若しくは重要な部分を譲り受けた場合には適用しない。但し、本項の規定は、新会社がその譲り受けた、若しくは譲り受けるべき営業若しくは営業上の固定資産を所有することにより、又は在外会社の発行に係る株式等若しくは社債を所有する会社が新会社の株式を取得した日から六十日を経過した後において当該株式を継続して所有することにより、同法第三条、第六条第一項若しくは第二項、第十条、第十二条第一項若しくは第十九条第一項の規定に違反することとなると認められる場合において、公正取引委員会が同法第七条、第十七条の二（第十六条において準用する第十五条第二項、第十条、第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の規定に係る部分を除く。）又は第二十条の規定により必要な措置を命ずるために審議するため会議を開くことを妨げるものと解してはならない。

2 前項の場合において、在外会社の株式等又は社債を所有する会社が、その取得に係る新会社の株式で私的独占禁止法第十条第一項又は第十三条第一項に該当するものをその取得の日から六十日をこえて所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会の認可を受けなければならぬ。この場合における公正取引委員会の認可は、在外会社の株式又は社債を所有する会社が当該新会社の株式又は社債をすみやかに処分することを条件としなければならない。

3 決定整理計画書に定めるところにより行う新会社の設立又は新株の発行の場合においては、商法第一百六十五条、第一百六十八条第一項第五号及び第六号、同条第二項、第一百七十三条、第一百八十二条、第一百八十四条第二項、第一百八十五条から第一百八十七条まで、第二百八十一条ノ二第三号並びに第二百八十一条ノ八の規定は、適用しない。

4 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第三条の規定は、決定整理計画書の定めるところにより設立される保険会社には、適用しない。この場合においては、外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十四号）附則第八

項及び第九項の規定の適用については、当該会社は、同法施行前に設立されたものとみなす。
 (訴害行為取消権の排除)

第二十六条 決定整理計画書に従つてする特殊整理人の行為については、民法第三編第一章第二節第三款の規定は、適用しない。

(特殊整理人の報告義務) 特殊整理人は、昭和二十四年九月三十日(指定日が同日後の場合は、主務大臣の指定する日)及びその日から三月を経過する日ごとに、主務省令の定めるところにより、整理財産に関し、貸借対照表及び収支計算書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、整理計画書の認可を受けた後には、主務省令の定めるところにより、決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載した書類を当該貸借対照表及び収支計算書に添附しなければならない。

(換算方法)

第二十七条の二 未払送金為替に係る債務で別表第一に換算率の定があるもの及び預金等に係る債務又は第二条第一項第六号ロの(五)若しくは(六)に掲げる債務で別表第二に換算率の定があるものの金額は、それぞれこれらの表に定める換算率により換算した金額とする。

2 第二条第一項第六号イの(二)、(三)及び(四)に掲げる債権並びに同号ロの(四)に掲げる債務で別表第二に換算率の定がある場合を除き、同表に定める換算率により換算した金額とする。

3 第二条第一項第六号イの(四)に掲げる債権又は同号ロの(四)、(五)若しくは(六)に掲げる債務で別表第二に換算率の定がない外貨による表示されているものの金額は、当該外貨有了の購買力等を勘案して主務大臣が定める換算率により換算した金額とする。

4 主務大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。
(加算金額)

第二十七条の三 在外金融機関は、未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対し、主務省令の定めるところにより計算した金額を当該債務の金額に加算して支払うことができる。(債務弁済等の順位)

第二十八条 在外会社の整理財産に属する債務の弁済及び残余財産の分配は、左の順位によるものとする。

一 第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる債務又は国若しくは地方公共団体の公租公課その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日において、担保権が設定されていた債権に対する

債務で社債以外のもの(担保の目的たる資産の価額を限度とする)。

三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産から生じた債務

四 未払送金為替に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

五 前号に掲げるものを除く未払送金為替に係る債務

六 預金等に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

七 前号に掲げるものを除く預金等に係る債務

八 第二十七条の三の規定により支払う金額

九 第二条第一項第六号ロの(五)に掲げる債務。ただし、当該債務の間における順位は、主務省令で定める

十 第二条第一項第六号ロの(六)に掲げる債務(社債に係る債務を除く)。

十一 社債(担保の目的たる資産の価額を限度とする)。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの

十三 残余財産の分配

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産に残余がある場合においても、残余財産の分配をすることができない。

三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日においては、この限りでない。

四 未払送金為替に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

五 前号に掲げるものを除く未払送金為替に係る債務

六 預金等に係る債務で、一件の金額が五万円以下のものは全額、五万円をこえるものは五万円までの金額

七 前号に掲げるものを除く預金等に係る債務

八 第二十七条の三の規定により支払う金額

九 第二条第一項第六号ロの(五)に掲げる債務。ただし、当該債務の間における順位は、主務省令で定める

十 第二条第一項第六号ロの(六)に掲げる債務(社債に係る債務を除く)。

十一 社債(担保の目的たる資産の価額を限度とする)。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの

十三 残余財産の分配

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産の価額の割合に応じて、株主等に分配しなければならない。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

三 特殊整理人は、前項の規定により新会社の株式をもつて残余財産の分配をする場合においては、各株主等に分配すべき新会社の株式に一株未満の端数を生じたときは、その一株未満の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

四 商法第二百四条第二項の規定は、前一項の規定により新会社の株式をもつて残余財産等の分配をする場合及び当該株式を売却する場合に

2 前項の規定による残余財産の分配は、決定整理計画書の定めるところにより、新会社の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

3 特殊整理人は、前項の規定により新会社の株式をもつて残余財産の分配をする場合においては、各株主等に分配すべき新会社の株式に一株未満の端数を生じたときは、その一株未満の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

4 商法第二百四条第二項の規定は、前一項の規定により新会社の株式をもつて残余財産等の分配をする場合及び当該株式を売却する場合に

2 前項の規定による残余財産の分配は、決定整理計画書の定めるところにより、新会社の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

3 特殊整理人は、前項の規定により新会社の株式をもつて残余財産の分配をする場合においては、各株主等に分配すべき新会社の株式に一株未満の端数を生じたときは、その一株未満の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

（残余財産の分配）

第二十八条の九 在外会社の残余財産は、払い込んだ株金額又は出資の価額の割合に応じて、株主等に分配しなければならない。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日においては、この限りでない。

三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産から生じた債務

二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日においては、この限りでない。

（法律による規制）

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

（法律による規制）

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八

(旅行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第二		行券		（中央儲備銀）		円		（中央儲備銀）		円		（中国連合準備銀行券）		
華南	華中	華北	台灣	朝鮮	地域所在	店舗所在	表示通貨単位名	行券	（中央儲備銀）	表示金額のうち0円をこえる部分	表示金額のうち0円をこえる部分	表示金額のうち0円をこえ750,000円以下の部分	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分	表示金額のうち330,000円をこえ750,000円以下の部分
(中央儲備銀行券)	円	(中央連合準備銀)	円	換算率(本邦通貨1円に対する金額)	1.00円	1.5円	1.5円	2,400円	2,400円	1,440円	1,440円	619円	519円	119円